

## 徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、「あゆ及びあまご」の採捕について、次の区域及び期間において漁具・漁法の制限を指示する。

令和五年八月二十二日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

- 一 制限する区域  
宍喰川及びその支流並びに徳島県と高知県の県境から上流の野根川及びその支流
- 二 制限する期間  
六月一日から七月三十一日まで
- 三 漁具・漁法の制限  
疑似釣・餌釣・友釣以外の漁法は行ってはならない。
- 四 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日までとする。